

北九州市耐震改修促進計画

別紙

令和2年2月

北九州市

北九州市耐震改修促進計画に定めるブロック塀等の安全性の向上に係る事業（住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等基幹事業））の対象となる避難路は、

『本市内の住宅や事業所等から災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく北九州市地域防災計画（附属資料編）第3章第5節2に掲げる予定避難所・一時避難地（適応災害種別が「地震」のものに限る。）、防災拠点等へ至る経路とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路及び不特定多数の市民等が通行の用に供する道に限る。』

とする。